

生物テロを含めた人為的感染に対処できる総合的な感染症対策における病原微生物の管理体制(案) ※:分類は改正後

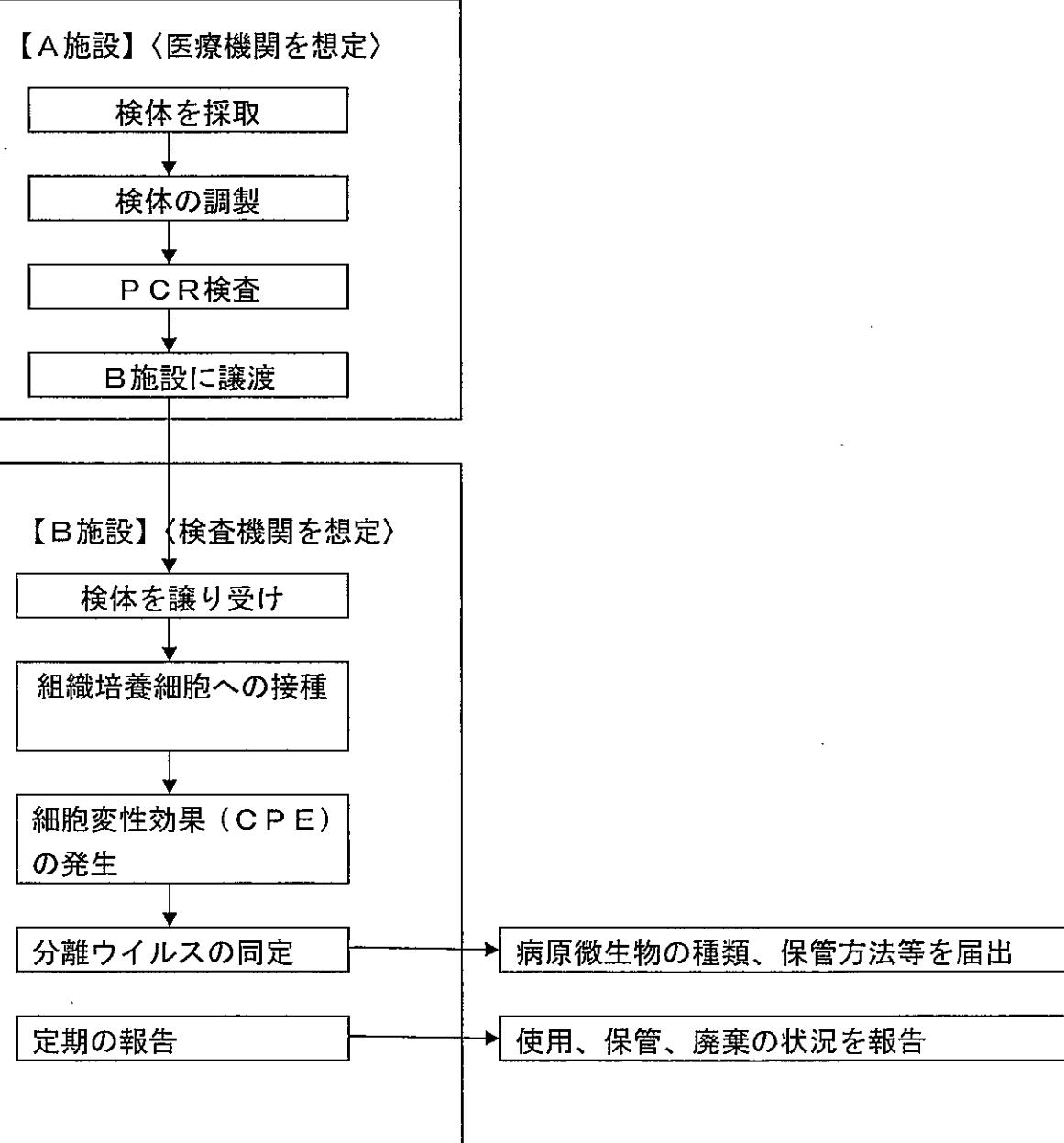
<u>〔所持等の禁止〕</u>	<u>〔所持等の許可〕</u>	<u>〔所持等の届出〕</u>	<u>〔基準の遵守〕</u>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○エボラウイルス(1) (A)</li> <li>○クリミア・コンゴ出血熱ウイルス(1)</li> <li>○痘そうウイルス(1)</li> <li>○マールブルグウイルス(1)</li> <li>○ラッサウイルス(1)</li> <li>○南米出血熱ウイルス(1※) (以上 6)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ペスト菌(1) (B)</li> <li>○S A R S コロナウイルス(2※)</li> <li>○炭疽菌(4)</li> <li>○野兎病菌(4)</li> <li>○ボツリヌス菌(4)</li> <li>○ボツリヌス毒素(4) (以上 6)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多剤耐性結核菌(2※) (C)</li> <li>○Q熱コクシエラ(4)、狂犬病ウイルス(4)</li> <li>○コクシジオイデス真菌(4)</li> <li>○サル痘ウイルス(4)</li> <li>○腎症候性出血熱ウイルス(4)</li> <li>○ニパウイルス(4)</li> <li>○日本紅斑熱リケッチャ(4)</li> <li>○ハンタウイルス肺症候群ウイルス(4)</li> <li>○Bウイルス(4)</li> <li>○ブルセラ属菌(4)</li> <li>○発しんチフスリケッチャ(4)</li> <li>○鼻疽菌・類鼻疽菌(4※)</li> <li>○ベネズエラ馬脳炎ウイルス・東部馬脳炎ウイルス・西部馬脳炎ウイルス(4※)</li> <li>○ロッキー山紅斑熱リケッチャ(4※)</li> <li>○ダニ媒介性脳炎ウイルス群(4※)</li> <li>○ヘンドラウイルス(4※)</li> <li>○リフトバレーウイルス(4※) (以上 21)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ポリオウイルス(2)、結核菌(多剤耐性結核菌を除く。)(2※)、腸管出血性大腸菌(3)、コレラ菌(3※)、赤痢菌属(3※)、チフス菌(3※)、パラチフスA菌(3※)、ウエストナイルウイルス(4)、黄熱ウイルス(4)、オウム病クラミジア(4)、鳥インフルエンザウイルス(4)、 Dengueウイルス(4)、日本脳炎ウイルス(4)、クリプトスボリジウム(5)、H 2 N 2 インフルエンザウイルス(4※) (以上 15)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○製造、輸入、所持、譲渡及び譲受の禁止(例外:政令で定める試験・研究)</li> <li>○定期の報告</li> <li>○輸送規制</li> <li>○被害発生時の措置</li> <li>○発散行為の処罰</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○製造、輸入、所持、譲渡及び譲受の禁止(例外:試験・研究等の目的で厚生労働大臣の許可を受けた場合)</li> <li>○定期の報告</li> <li>○輸送規制</li> <li>○被害発生時の措置</li> <li>○発散行為の処罰</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○病原微生物等の種類、保管方法等について厚生労働大臣へ届出(指定を受けた施設を除く。)</li> <li>○定期の報告 ○輸送規制</li> </ul>	

+	+	+	資料2
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 使用、保管及び廃棄の基準(厚生労働省令)の遵守</li> <li>○ 厚生労働大臣による報告徴収、立入検査</li> <li>○ 厚生労働大臣による勧告、改善命令</li> <li>○ 改善命令違反等に対する罰則</li> </ul>			

## 病原微生物（Cに該当するもの）にかかる届出の概要

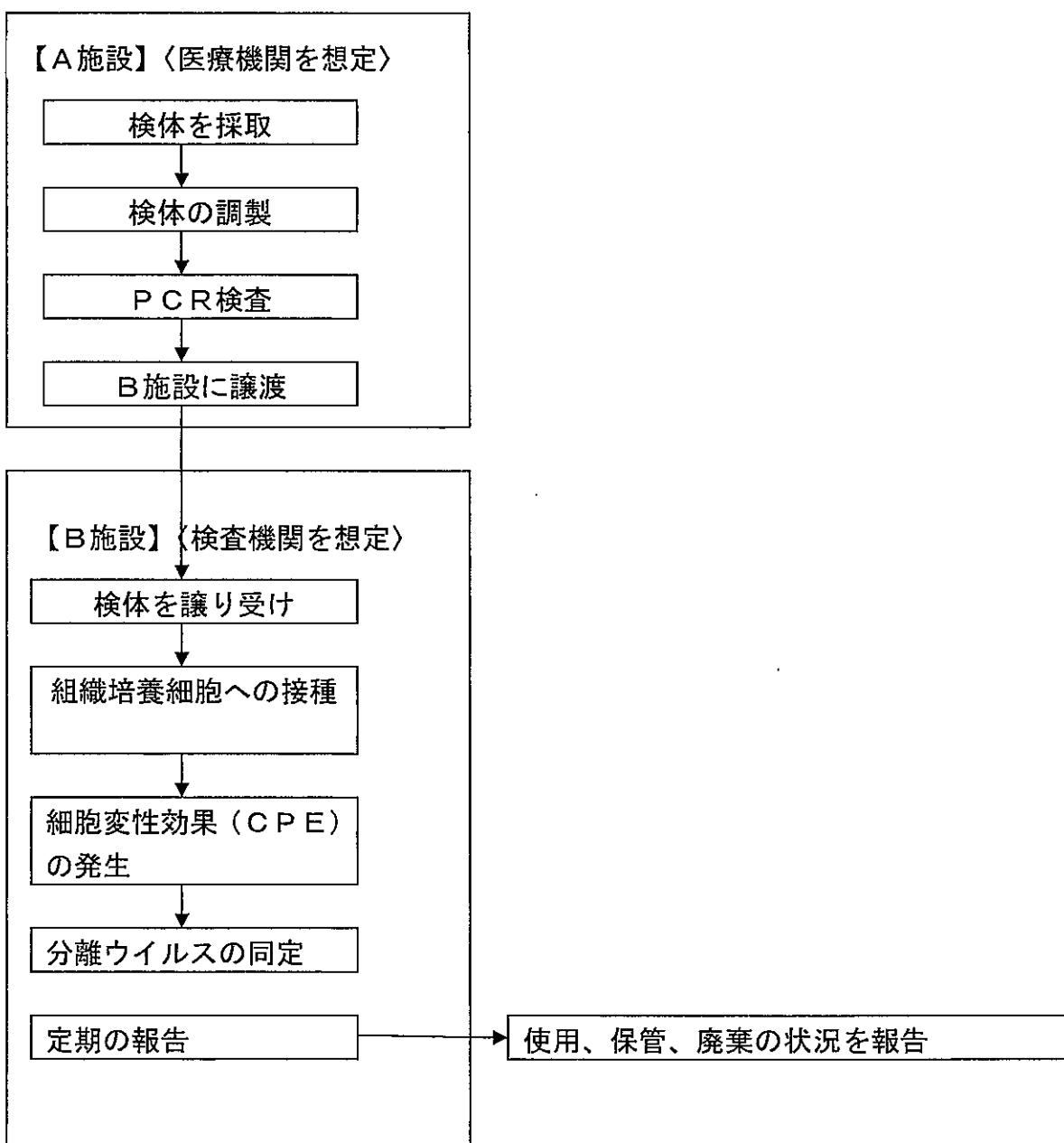
(例) A施設で患者の検体を採取し、PCR法による検査の後、B施設に確認検査を依頼し、B施設で同定し、保管する場合

### 【基本的な病原微生物の管理】

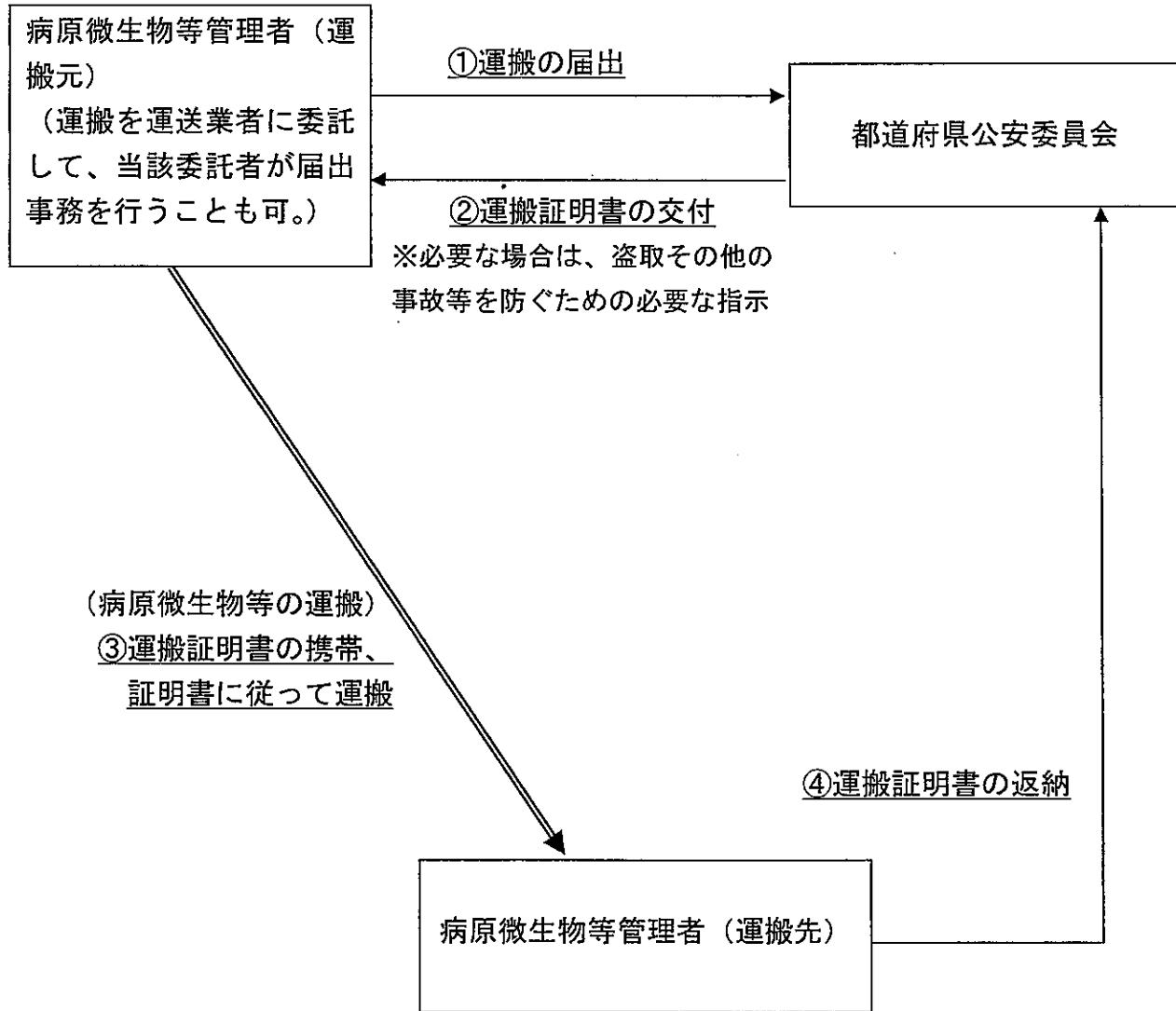


【B施設が定期的に病原微生物を取り扱う施設等として

厚生労働大臣の指定を受けた場合】



## 病原微生物等の運搬の概要



- ※ 警察官は、必要な場合は、車両を停止させて、運搬する者に対し、運搬経路についての検査等を行うことができる。
- ※ 都道府県公安委員会は、運搬について、病原微生物等管理者に対し報告徴収・立入検査を行うことができる。
- ※ 運搬が二以上の都道府県にわたる場合については、一の関係都道府県公安委員会に対して、運搬の届出又は運搬証明書の返納を行う。
- ※ 運搬証明書交付までの所要日数については、他の制度では、
  - ・特定物質（化学兵器の製造に使用されるおそれの高い毒性物質）、放射性同位元素、核燃料物質を運搬する場合  
→ 一つの公安委員会の区域内は運搬開始日の一週間前、それ以外は二週間前までに届出
  - ・火薬類を運搬する場合  
→ 一つの公安委員会の区域内は運搬開始日の一日前、それ以外は二日前までに届出

《運搬届出書・運搬証明書の例》

				※整 理 番 号				
				※受 理 年 月 日				
				※証 明 書 番 号				
				※証明書交付年月日				
特 定 物 質 運 搬 届 出 書								
年 月 日								
公安委員会 殿								
住所								
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） <span style="float: right;">印</span>								
届出者の区分（注1）								
担当者				電話番号				
運 搬 日 時 (注2)				年	月	日	時 分から 年 月 日 時 分まで	
出 発 地 (注3)								
到 達 地 (注3)								
運 搬 經 路	経由地点	距 離 (km)		路線名	所要時 間(分)	運 行 時 刻	運 搬 手 段	備 考 (注4)
		区 間	キロ程					

運搬する特定物質の名称及び 数量 (注5)				
運送人	氏名(法人にあって は、その名称)			
	住 所			
運行責任者 氏名(注6)				
同 行 者 氏 名(注7)				
特定物質積載車両及び運転者		自動車 登録番号	最大積載 重 量	積載する特定 物質及びその 積載数 量
積 載 方 法(注8)				
運 搬 要 領(注9)				
警察機関への連絡要領				

注1 許可製造者、承認輸入者、許可使用者又は廃棄義務者の別を記載すること。

- 2 全運搬経路の運搬日時を記載すること。
- 3 全運搬経路の出発地及び到達地を記載し、工場又は事業所である場合は、その名称を併記すること。
- 4 駐車、積卸し及び一時保管の予定場所及び予定時刻を記載すること。
- 5 特定物質の化学上の名称及び重量を記載すること。
- 6 運行に同行し、運搬の実施について責任を有する者の記載をすること。
- 7 運行に同行し、特定物質の取扱いに関し知識及び経験を有する者の記載をすること。
- 8 輸送する特定物質の積載方法の概要を記載し、積載時の車両の外観図を添付すること。
- 9 駐車、積卸し又は一時保管をする際に講じる見張り人の配置等盗取等の防止の措置について記載し、車列の編成及び車間距離を記載した図面を添付すること。

備考1 ※印欄には記載しないこと。

- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 号

年 月 日

## 特定物質運搬證明書

公安委員会

印

届出者	住所							
	氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)							
	届出者の区分							
運 搬 日 時			年	月	日	時 分から 年 月 日 時 分まで		
出 発 地								
到 達 地								
運搬経路	経由地点	距 離 (km)		路線名	所要時間(分)	運行時刻	運搬手段	備 考
		区 間	キロ程					
運 搬 の 内 容								
指 示 事 項								
備考 1 この運搬證明書は、運搬中常に携帯すること。 2 運搬中この運搬證明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに特定物質が現に在る場所を管轄する都道府県公安委員会に連絡し、指示に従って運搬すること。								

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

# 病原微生物等の使用、保管及び廃棄の基準の骨子

## 第1章 総則

- 1 趣旨
- 2 定義

## 第2章 安全管理体制の整備

- 1 実験室の安全設備及び運営に関する基準
- 2 運営規則の整備
- 3 バイオセーフティ委員会の設置
- 4 主任者の条件
- 5 主任者の業務
- 6 記録の整備及び保管
- 7 安全点検結果の公開

## 第3章 病原微生物の使用

- 1 病原微生物等の取扱い
- 2 病原微生物等の分与
- 3 病原微生物等の分与を受けた者の遵守事項
- 4 病原微生物等の輸送の方法
- 5 病原微生物等の施設内での移動
- 6 管理区域の表示
- 7 病原微生物等を取り扱う職員等

## 第4章 病原微生物の保管

- 1 緊急時対策
- 2 緊急対策本部
- 3 バイオセーフティ講習会
- 4 健康診断の実施
- 5 感染の届出

## 第5章 病原微生物の廃棄

- 1 病原微生物の滅菌
- 2 事故